

株 主 各 位

埼玉県蕨市塚越4丁目12番17号
株式会社オプトエレクトロニクス
代表取締役社長 俵 政 美

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年2月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年2月25日（木曜日）午後3時（開場時間 午後2時）
2. 場 所 東京都千代田区大手町2丁目6番1号
朝日生命大手町ビル27階 大手町サンスカイルームA室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第40期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員でない取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 〇当日の受付開始は、午後2時を予定しております。
- 〇株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.opto.co.jp/>）に掲載いたします。

(提供書面)

事業報告

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループは、前年度比にて増収増益となりました。

当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高81億29百万円（前年度比4.9%増）、営業利益5億66百万円（前年度比11.3%増）、経常利益5億30百万円（前年度比9.4%増）、当期純利益は5億11百万円（前年度比82.2%増）となりました。

売上高は、フィクスマウントが国内中心に堅調に推移したこと、データコレクタ及びターミナルが海外で堅調だったことを受け、前年度比で3億82百万円増加の81億29百万円となりました。

地域別売上実績を示しますと、日本では29億90百万円（前年度比5.7%増）、米国では17億9百万円（前年度比5.5%増）、欧州・アジア他では34億29百万円（前年度比4.0%増）となりました。

製品別売上実績では、スキャナ製品が30億89百万円（前年度比10.9%増）、ターミナル製品は26億6百万円（前年度比5.4%増）、モジュールその他製品は24億33百万円（前年度比2.2%減）となりました。

利益につきましては、売上高は前年度比4.9%増加となったものの、販売費及び一般管理費を前年とほぼ同等に抑えることができました。それに伴い、営業利益は前年度比で57百万円増加の5億66百万円となり、経常利益は前年度比45百万円増加の5億30百万円となりました。また当期純利益は、第2四半期連結会計期間において、特別利益と特別損失を計上したことにより、前年度比で2億30百万円増加の5億11百万円となりました。

当社単体については、売上高は29億89百万円（前年度比5.5%増）となり、経常利益は53百万円（前年度比46.1%減）、当期純利益は33百万円（前年度比41.2%減）となりました。

地域別売上高及び製品別売上高の状況は、次のとおりであります。

セグメント	第 39 期 (前連結会計年度) (平成26年11月期)		第 40 期 (当連結会計年度) (平成27年11月期)		増減率 (%)
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
日 本	2,829,305	36.5	2,990,712	36.8	5.7
米 国	1,619,705	20.9	1,709,250	21.0	5.5
欧州・アジア他	3,298,691	42.6	3,429,769	42.2	4.0
合 計	7,747,701	100.0	8,129,732	100.0	4.9

製 品	第 39 期 (前連結会計年度) (平成26年11月期)		第 40 期 (当連結会計年度) (平成27年11月期)		増減率 (%)
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
ス キ ャ ナ	2,787,021	36.0	3,089,680	38.0	10.9
タ ー ミ ナ ル	2,472,550	31.9	2,606,272	32.1	5.4
モジュールその他	2,488,130	32.1	2,433,779	29.9	△2.2
合 計	7,747,701	100.0	8,129,732	100.0	4.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は、1億73百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中において取得した金型 90百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、資金調達において特記すべき事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第37期 (平成24年11月期)	第38期 (平成25年11月期)	第39期 (平成26年11月期)	第40期 (当連結会計年度) (平成27年11月期)
売 上 高(千円)	8,365,157	7,718,077	7,747,701	8,129,732
当 期 純 利 益(千円)	427,755	351,139	280,918	511,902
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	65.03	53.38	42.71	79.07
総 資 産(千円)	11,988,882	12,940,421	12,992,851	13,390,676
純 資 産(千円)	4,089,431	5,294,515	5,823,374	6,086,643
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	621.68	804.88	885.28	985.21

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北海道電子工業株式会社	50,000 千円	100%	自動認識装置の製造及び修理
Opticon Sensors Europe B.V.	544,536 ユーロ	100%	自動認識装置の販売
Opticon, Inc.	400,000 米ドル	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon S. A. S.	44,000 ユーロ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Ltd.	40,000 英ポンド	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensoren GmbH	25,565 ユーロ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensors Nordic AB	100,000 スウェーデンクローネ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon S. R. L.	51,646 ユーロ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensors Pty. Ltd.	1,020,408 豪州ドル	(100%)	自動認識装置の販売
歐光科技有限公司	31,000,000 台湾ドル	(100%)	自動認識装置の物流に関する業務
欧光国際貿易(上海)有限公司	200,000 米ドル	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Malaysia Sdn. Bhd.	500,000 マレーシアリンギット	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Denmark ApS	80,000 デンマーククローネ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensors Philippines Inc.	200,000 米ドル	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Latin America	227,000 ブラジルレアル	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Vietnam LLC.	200,000 米ドル	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Korea Ltd.	100,000,000 ウォン	(100%)	自動認識装置の販売

(注) 1. 議決権比率の()は、間接所有割合です。

2. Opticon Vietnam LLC. 及びOpticon Korea Ltd. につきましては、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

(4) 対処すべき課題

① 営業販売体制

a. 日本国内

日本国内は、CMOSの市場拡大に伴い、CMOSモジュールを中心に、CMOS関連のスキヤナ、ターミナルの販売拡大に注力してまいります。またESL(電子棚札)の新しい用途として、デジタルサイネージと組み合わせた新展開、さらに工程管理及びピッキングに対応した販売推進、そしてNEW分野でバーコードの裾野を広げて、お客様の多様なニーズに対応してまいります。

b. 海外における事業展開

海外においても、CMOSモジュールを中心に、CMOS関連のスキヤナ、ターミナルの販売拡大に注力してまいります。また、ESL(電子棚札)の新しい用途として、既に実績のあるデジタルサイネージと組み合わせた新展開を推進し、さらなる売上向上を目指して努めてまいります。

② 開発戦略

当社グループは、世の中での技術革新に合わせたモジュール開発を今後も積極的に推進してまいります。

③ 生産体制

第35期に海外生産拠点への移管が完了し、ドルベースによる生産により、為替変動の影響を受けにくい生産体制を構築いたしました。あわせて円安傾向にある現状を見据えた生産体制の構築を行い、それによって製品製造原価の低減、在庫水準の引き下げ及び出荷期間の短縮を行いながら、製品品質の向上を図ってまいります。

④ 管理体制

内部統制システム構築の基本方針に基づき、内部統制システムの維持、向上を図り、金融商品取引法で求められる財務報告に対応できる体制を整えるとともに、企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年11月30日現在）

当社グループは、当社及び当社が直接株式を保有する国内子会社1社北海道電子工業株式会社、海外子会社1社Opticon Sensors Europe B.V.（オランダ）、ならびにOpticon Sensors Europe B.V.の子会社である、Opticon, Inc.（アメリカ）、Opticon S.A.S.（フランス）、Opticon Ltd.（イギリス）、Opticon Sensoren GmbH（ドイツ）、Opticon Sensors Nordic AB（スウェーデン）、Opticon S.R.L.（イタリア）、Opticon Sensors Pty.Ltd.（オーストラリア）、歐光科技有限公司（台湾）、欧光国際貿易（上海）有限公司（中国）、Opticon Malaysia Sdn.Bhd.（マレーシア）、Opticon Denmark ApS（デンマーク）、Opticon Sensors Philippines Inc.（フィリピン）及びOpticon Latin America（ブラジル）、Opticon Vietnam LLC.（ベトナム）、Opticon Korea Ltd.（韓国）から構成されております。

当社グループはバーコードリーダ及びその他の周辺機器等の製造・販売、修理・サービス等を主たる業務としております。

(6) 主要な事業所（平成27年11月30日現在）

株式会社オプトエレクトロニクス	本社：埼玉県蕨市 大阪営業所：大阪府大阪市中央区
北海道電子工業株式会社	北海道芦別市
Opticon Sensors Europe B.V.	本社：オランダ ホーフドルフ 台湾支社：台湾 台北市
Opticon, Inc.	米国 ワシントン
Opticon S.A.S.	フランス ルヴァロア・ペレ
Opticon Ltd.	イギリス ルートン
Opticon Sensoren GmbH	ドイツ ディーツェンバッハ
Opticon Sensors Nordic AB	スウェーデン イェルフェラ
Opticon S.R.L.	イタリア ボローニャ
Opticon Sensors Pty.Ltd.	オーストラリア ニューサウスウェールズ
歐光科技有限公司	台湾 台北市
欧光国際貿易（上海）有限公司	中国 上海市
Opticon Malaysia Sdn.Bhd.	マレーシア セランゴール
Opticon Denmark ApS	デンマーク フレクスンド
Opticon Sensors Philippines Inc.	フィリピン マカティ
Opticon Latin America	ブラジル サンパウロ
Opticon Vietnam LLC.	ベトナム ホーチミン
Opticon Korea Ltd.	韓国 ソウル

(7) 使用人の状況 (平成27年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
日本	130 (15) 名	11名増 (0)
米国	24 (0) 名	1名増 (0)
欧州・アジア他	73 (5) 名	4名減 (0)
合計	232 (20) 名	13名増 (0)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 日本における使用人数が前連結会計年度に比べて11名増加しておりますが、その主な理由は当社において開発及び営業の強化のため、人員の補充を行ったことによるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
100 (10) 名	9名増 (2名増)	44.5歳	6.3年

- (注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	1,637,506千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	753,674千円
株式会社みずほ銀行	744,996千円
株式会社足利銀行	366,692千円
株式会社北海道銀行	267,494千円

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考え、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としております。

平成27年11月期期末配当につきましては、堅調に利益を確保できたこともあり、平成27年12月24日に発表した「平成27年11月期決算短信」のとおり、1株当たり5円といたします。

また、次期平成28年11月期では、連結での業績向上はもとより、利益確保を継続できる見込みとなっており、今後も継続的に配当できるように努めてまいります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（平成27年11月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,578,000株
- ③ 株主数 3,302名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
俵 政 美	1,180,100株	19.1%
F P 成 長 支 援 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 無 限 責 任 組 合 員 フ レ ン ド リ ー ・ パ ー ト ナ ー ズ 株 式 会 社	974,900	15.8
株 式 会 社 俵 興 産	422,200	6.8
俵 公 子	191,400	3.1
志 村 則 彰	165,000	2.7
神 尾 尚 秀	120,000	1.9
株 式 会 社 S B I 証 券	64,300	1.0
ポ リ フ ォ ン リ ミ テ ッ ド	60,000	1.0
檜 崎 正 博	57,700	0.9
長 田 明 子	55,900	0.9

- (注) 1. 当社は、自己株式を400,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位を四捨五入して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年11月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	俵 政 美	北海道電子工業㈱代表取締役社長
取締役会長	志 村 則 彰	情報開示担当役員
取締役副社長	神 尾 尚 秀	Opticon Sensors Europe B.V. 代表取締役社長 Opticon, Inc. 代表取締役社長
常勤監査役	田 中 洋 一	北海道電子工業㈱社外監査役
監 査 役	大 徳 宏 教	麻布税理士法人代表社員 公認会計士・税理士 カシオ計算機㈱社外監査役
監 査 役	穴 田 信 次	小津産業㈱社外取締役 竹本容器㈱社外取締役

- (注) 1. 監査役田中洋一氏、大徳宏教氏及び穴田信次氏の3名全員が社外監査役であります。
2. 監査役田中洋一氏、大徳宏教氏及び穴田信次氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役大徳宏教氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役田中洋一氏は、子会社である北海道電子工業㈱の社外監査役も兼職しておりますが、当社グループ以外の兼職はございません。
5. 平成27年2月26日開催の第39回定時株主総会において、法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠取締役として相川泰男氏が選任されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	3名	146,028千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12,000千円 (12,000千円)
合 計	6名	158,028千円

(注) 1. 株主総会の決議による報酬限度額（平成14年2月27日改定）

取締役 年額 200百万円

監査役 年額 40百万円

2. 当社取締役のうち1名は海外子会社の取締役を兼務しており、当該海外子会社から受け取っている役員報酬額は以下のとおりです。

Opticon Sensors Europe B.V. 年額 170,126ユーロ

3. 当社は、使用人兼務取締役はおりません。

4. 取締役の報酬は、すべて社内取締役に対するものであり、社外取締役の報酬については、該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

区 分	氏 名	兼 職 先 及 び 兼 職 の 内 容	兼 職 先 と の 関 係
監 査 役	大 徳 宏 教	麻布税理士法人代表社員 カシオ計算機㈱ 社外監査役	麻布税理士法人は、当社との間に特別な取引関係はありません。 カシオ計算機㈱は、当社との間に製品販売等の取引関係があります。
監 査 役	穴 田 信 次	小津産業㈱社外取締役 竹本容器㈱社外取締役	小津産業㈱及び竹本容器㈱は、当社との間に特別な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
監査役 田 中 洋 一	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、取締役会の意思決定ならびに取締役の業務執行に関し十分な監視機能を果たし、議案の審議に必要な質問と豊富な経験に基づく適切な助言・提言を行っております。また当事業年度に開催された監査役会10回すべてに出席し、監査結果の報告及び意見交換、重要事項の協議等を行っております。
監査役 大 徳 宏 教	当事業年度に開催された取締役会12回のうち9回に出席し、取締役会の意思決定ならびに取締役の業務執行に関し十分な監視機能を果たし、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また当事業年度に開催された監査役会10回のうち7回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、監査結果の報告及び意見交換、重要事項の協議等を行っております。
監査役 穴 田 信 次	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、取締役会の意思決定ならびに取締役の業務執行に関し十分な監視機能を果たし、議案の審議に必要な質問と豊富な経験に基づく適切な助言・提言を行っております。また当事業年度に開催された監査役会10回すべてに出席し、監査結果の報告及び意見交換、重要事項の協議等を行っております。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、第39回定時株主総会の時点において、適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、平成27年5月1日施行となった「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。この法改正を受け、当社は平成28年2月25日開催予定の第40回定時株主総会において「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件として、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたします。また、当該株主総会において、社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

議案の詳細につきましては、35ページ以降の「株主総会参考書類」をご参照ください。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の海外子会社すべての計算書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員一致の決議により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、法令等の遵守及び社会倫理の実践（コンプライアンス）を業務執行上の重要課題のひとつとして位置づけ、その目的達成のため、以下の経営管理システムを用いて継続的に監視する。
 - A. 取締役会及び取締役による意思決定
当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会の開催による多面的な検討を経て慎重に意思決定を行う。重要な経営事項につき、取締役で構成する会議等で審議する。
 - B. 監査役による監査の実効性を確保するため、コンプライアンス、適切なリスク管理の確保等業務の適正化に必要な知識と経験を有し、取締役から独立した社外監査役を選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
 - C. 社外の弁護士が取締役会に出席することにより、法令遵守チェック体制を実施する。
 - D. 内部監査を全部署に実施する。
 - ロ. 当社グループの役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合、通報窓口（匿名可能）を経由し、社外監査役または社外の弁護士に報告する体制とする。重大性に応じて、取締役会が再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - イ. 取締役会、その他重要会議等の議事録、稟議決裁書その他職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い適切に保管・管理し、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - ロ. 取締役は、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存・管理を適正に行うよう指導するものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社グループは、BCP（事業継続計画）を策定し、適切なリスク管理体制の整備を行うとともに、これを各部門に浸透させる。
 - ロ. 組織横断的リスク状況の監視ならびに当社グループの全社的対応は人事総務グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うものとする。
 - ハ. 大規模な事故、災害または不祥事等が発生した場合には、社長をBCP最高責任者としBCPを発動する。人事総務グループは、BCP統括管理部門として各主管部署リーダー等で組織される対策本部を設置し、対応フェーズに沿って全面回復に向けて対応する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社グループの業務の運営に関しては、将来の事業環境を踏まえ中期経営目標を柱に年度予算を作成し、全社的な目標を設定する。
 - ロ. 定例取締役会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
 - ハ. 社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。
- ⑤ 会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 主要な関係会社に対し、定期的に法令・定款及び社内規程等の遵守状況の監査を実施する。
 - ロ. グループ会社の代表者は、親会社の取締役が兼務し、親会社取締役会にて、担当取締役よりグループ会社の業務執行状況の報告を受けるとともに、グループ会社間取引の適正を図るための必要な措置を取る。
 - ハ. グループ会社独自の業務の適正化のための体制整備について、必要な助言・支援を行う。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役の職務を補助する組織を人事総務グループとする。
 - ロ. 監査役の監査業務については、原則として内部監査グループが補助する。
 - ハ. 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
 - ニ. 監査役補助者の任命、異動、人事考課、懲罰については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該補助者の取締役からの独立性を確保するものとする。また、当該使用人はその要請された業務の遂行に関して、監査役の指示に従い、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び使用人は当社グループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社グループ各社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求め、社内の書類・資料等を閲覧することができるものとする。
 - ロ. 当社グループは、上記イ. の報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底するものとする。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理にかかる方針に関する事項
当社グループは、監査役がその職務の執行について生ずる費用について前払いまたは償還の請求をした場合は、その効率性及び実効性に留意の上、当該職務の執行のために明らかに必要と認められない場合を除き、当該費用または債務を負担する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社の監査役は、過半数を社外監査役とし、監査役会の独立性を確保するものとする。
- ロ. 監査の実効性を確保するため、代表取締役との意見交換、必要な社内会議の出席等、監査役監査の環境整備に努めるものとする。
- ハ. 監査役は、内部監査グループの実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ニ. 監査役は、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について監査役が事前に報告を受けることとする。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- イ. 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体には、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。
- ロ. 反社会的勢力対応部署は人事総務グループとし、顧問弁護士及び外部専門機関と連携を図り、社内規程の整備及び従業員への周知徹底を進めるものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は以下のとおりです。

- ① 平成27年11月期は、12回の取締役会を開催しており、経営上の重要事項から実務上の諸問題に至る細かい事項まで、法律専門家の意見や会議への出席を求め、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。また、主な部署のグループリーダーによる事業推進会議での報告事項や検討事項の報告、月次事業報告等、実質的かつ活発な議論を行っております。
- ② 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等から営業の報告を聴取し、活発に質問や意見を述べ、取締役の業務執行状況及び取締役会の運営や議案決議の適法性・妥当性を監視しております。また、内部監査グループと連携のうえ、全部署監査を行い、重要な決裁書類等を閲覧し、各部門において業務及び財産の状況を調査・監督しております。
- ③ 財務報告に係る内部統制につき、決算財務プロセス及びその他重要プロセスの検証及び評価を実施しております。

連結貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,073,975	流 動 負 債	3,624,447
現金及び預金	3,287,796	支払手形及び買掛金	936,532
受取手形及び売掛金	2,014,908	1年内返済予定の長期借入金	1,952,360
商品及び製品	2,859,064	リ ー ス 債 務	11,817
仕 掛 品	26,660	未 払 法 人 税 等	98,170
原材料及び貯蔵品	1,139,191	支払補償損失引当金	196,943
繰延税金資産	87,388	そ の 他	428,624
そ の 他	734,441	固 定 負 債	3,679,584
貸倒引当金	△75,476	長 期 借 入 金	3,636,275
固 定 資 産	3,316,700	リ ー ス 債 務	10,842
有 形 固 定 資 産	2,721,619	繰 延 税 金 負 債	32,466
建物及び構築物	1,681,605	負 債 合 計	7,304,032
機械装置及び運搬具	104,499	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	272,897	株 主 資 本	6,215,829
土 地	554,178	資 本 金	942,415
リ ー ス 資 産	33,969	資 本 剰 余 金	219,136
建設仮勘定	74,469	利 益 剰 余 金	5,266,677
無 形 固 定 資 産	296,224	自 己 株 式	△212,400
そ の 他	296,224	その他の包括利益累計額	△129,185
投資その他の資産	298,856	その他有価証券評価差額金	880
投資有価証券	4,412	為 替 換 算 調 整 勘 定	△130,065
繰延税金資産	151,378	純 資 産 合 計	6,086,643
そ の 他	143,064	負 債 純 資 産 合 計	13,390,676
資 産 合 計	13,390,676		

連結損益計算書

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,129,732
売 上 原 価		5,072,288
売 上 総 利 益		3,057,443
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,491,351
営 業 利 益		566,092
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,139	
受 取 配 当 金	178	
為 替 差 益	8,361	
そ の 他	3,235	20,913
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	52,566	
固 定 資 産 除 却 損	3,454	
そ の 他	184	56,205
経 常 利 益		530,800
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	416,663	416,663
特 別 損 失		
支 払 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額	196,943	196,943
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		750,519
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		209,006
法 人 税 等 調 整 額		29,610
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		511,902
当 期 純 利 益		511,902

連結株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年12月1日期末首残高	942,415	219,136	4,787,665	-	5,949,217
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△32,890		△32,890
当 期 純 利 益			511,902		511,902
自 己 株 式 の 取 得				△212,400	△212,400
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	479,012	△212,400	266,612
平成27年11月30日期末残高	942,415	219,136	5,266,677	△212,400	6,215,829

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計	
平成26年12月1日期末首残高	1,106	△126,948	△125,842	5,823,374
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△32,890
当 期 純 利 益				511,902
自 己 株 式 の 取 得				△212,400
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△226	△3,116	△3,342	△3,342
連結会計年度中の変動額合計	△226	△3,116	△3,342	263,269
平成27年11月30日期末残高	880	△130,065	△129,185	6,086,643

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

(1) 連結子会社の数 19社

(2) 主要な連結子会社の名称

Opticon Sensors Europe B.V.、Opticon, Inc.、Opticon S.A.S.、
Opticon Ltd.、Opticon Sensoren GmbH、Opticon S.R.L.、
Opticon Sensors Nordic AB、Opticon Sensors Pty.Ltd.、
歐光科技有限公司、欧光国際貿易（上海）有限公司、Opticon Malaysia Sdn. Bhd.、
Opticon Denmark ApS、Opticon Sensors Philippines Inc.、Opticon Latin America、
Opticon Vietnam LLC.、Opticon Korea Ltd.、北海道電子工業株式会社

(3) 連結の範囲の変更

Opticon Vietnam LLC.及びOpticon Korea Ltd.については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社を含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Opticon Sensors Europe B.V.、Opticon, Inc.、Opticon S.A.S.、Opticon Ltd.、Opticon Sensoren GmbH、Opticon S.R.L.、Opticon Sensors Nordic AB、Opticon Sensors Pty.Ltd.、欧光科技有限公司、Opticon Malaysia Sdn. Bhd.、Opticon Sensors Philippines Inc.、Opticon Vietnam LLC.、Opticon Korea Ltd.の決算日は9月30日であり、連結計算書類作成に当たっては、当該子会社の同日現在の計算書類を使用しております。また連結子会社のうち、欧光国際貿易（上海）有限公司、Opticon Denmark ApS及びOpticon Latin Americaの決算日は12月31日ではありますが、当連結計算書類の作成に当たっては9月30日現在で実施した仮決算に基づく財務書類を使用しております。

ただし、10月1日から連結決算日11月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------|--|
| ① 製品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ② 仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ③ 原材料 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内子会社は定率法を、海外子会社は定額法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～50年
機械装置及び運搬具	3年～10年
工具、器具及び備品	2年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

製品組込用のソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年以内）に基づく定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

支払補償損失引当金

将来の補償金の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(6) 重要な外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

当社の欧州連結子会社の顧客から、受注に関する契約変更に伴う補償金416,663千円を受け取り、同額を受取補償金として特別利益に計上しております。また、当該受注案件に係る仕入先に対する補償金の支払いの可能性が高いことから、現在見込まれる支払見込額196,943千円を支払補償損失引当金として計上し、支払補償損失引当金繰入額196,943千円を特別損失に計上しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	1,593,691千円
土地	554,178千円
計	2,147,869千円

上記の物件は、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）2,787,246千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,418,304千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,578,000株	一株	一株	6,578,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当の総額 32,890千円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成26年11月30日
- ・効力発生日 平成27年2月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年2月25日開催予定の取締役会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 30,890千円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成27年11月30日
- ・効力発生日 平成28年2月26日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金及び流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動に晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

外貨建ての営業債権債務は、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の用途は、主に運転資金及び設備資金であり、借入金期間は概ね5年であります。これらのうち一部は変動金利であるため、金利変動リスクに晒されておりますが、主な長期借入金についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

金利スワップ取引の契約先は、信用度の高い金融機関を利用しているため、契約不履行に関する信用リスクは極めて低いものと判断しております。

②市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について為替の変動リスクに晒されておりますが財務グループが残高管理を行い、定期的に管理担当役員に報告しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、各金融機関ごとに借入金利の一覧を作成し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。また、金利変動リスクに対してデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して支払利息の固定化を図っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務グループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,287,796	3,287,796	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,014,908		
貸倒引当金	△75,476		
	1,939,431	1,939,431	—
(3) 投資有価証券	3,411	3,411	—
資産計	5,230,640	5,230,640	—
(1) 支払手形及び買掛金	936,532	936,532	—
(2) 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	5,588,635	5,582,323	△6,311
(3) リース債務(1年内支払予定のものを含む)	22,660	21,427	△1,233
負債計	6,547,827	6,540,283	△7,544

注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金には1年内返済予定の金額を含めて記載しております。

(3) リース債務

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、リース債務には1年内支払予定の金額を含めて記載しております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式（※）	1,000

※ これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 985円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 79円07銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,061,793	流動負債	2,736,053
現金及び預金	356,707	支払手形	213,990
受取手形	185,312	買掛金	595,544
売掛金	1,010,009	1年内返済予定の長期借入金	1,725,856
商品及び製品	1,354,206	リース債務	4,182
原材料及び貯蔵品	374,791	未払金	87,060
前払費用	13,065	未払費用	94,983
未収入金	684,340	未払法人税等	6,480
繰延税金資産	85,754	預り金	7,956
その他	2,206	固定負債	3,218,793
貸倒引当金	△4,600	長期借入金	3,207,951
固定資産	3,153,935	リース債務	10,842
有形固定資産	2,356,836	負債合計	5,954,847
建築物	1,540,644	純資産の部	
構築物	50,419	株主資本	1,260,001
機械及び装置	38,004	資本金	942,415
車両運搬具	49	資本剰余金	219,136
工具、器具及び備品	134,025	資本準備金	219,136
土地	505,558	利益剰余金	310,849
リース資産	13,666	利益準備金	16,467
建設仮勘定	74,469	その他利益剰余金	294,382
無形固定資産	262,008	繰越利益剰余金	294,382
借地権	234,040	自己株式	△212,400
ソフトウェア	16,108	評価・換算差額等	880
ソフトウェア仮勘定	11,859	その他有価証券評価差額金	880
投資その他の資産	535,090	純資産合計	1,260,881
投資有価証券	10,412	負債純資産合計	7,215,728
関係会社株式	372,363		
出資金	60		
敷金及び保証金	143,004		
繰延税金資産	9,248		
資産合計	7,215,728		

損 益 計 算 書

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,989,875
売 上 原 価		2,101,504
売 上 総 利 益		888,371
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		815,636
営 業 利 益		72,734
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,035	
受 取 賃 貸 料	6,750	
為 替 差 益	19,769	
そ の 他	1,520	29,076
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	45,235	
固 定 資 産 除 却 損	3,389	
そ の 他	184	48,810
経 常 利 益		53,001
税 引 前 当 期 純 利 益		53,001
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		4,352
法 人 税 等 調 整 額		14,861
当 期 純 利 益		33,786

株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から)
(平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金							
		資本準備金	資本準備金 合計	利益準備金	その他利益剰余金							
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	そ の 他 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	剰 余 金 計			
平成26年12月1日期首残高	942,415	219,136	219,136	16,467	30,779	262,705	293,485	309,953			—	1,471,504
事業年度中の変動額												
別途積立金の取崩					△30,779	30,779	—	—				—
剰余金の配当						△32,890	△32,890	△32,890				△32,890
当期純利益						33,786	33,786	33,786				33,786
自己株式の取得											△212,400	△212,400
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△30,779	31,676	896	896			△212,400	△211,503
平成27年11月30日期末残高	942,415	219,136	219,136	16,467	—	294,382	294,382	310,849			△212,400	1,260,001

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年12月1日期首残高	1,106	1,106	1,472,610
事業年度中の変動額			
別途積立金の取崩			—
剰余金の配当			△32,890
当期純利益			33,786
自己株式の取得			△212,400
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△226	△226	△226
事業年度中の変動額合計	△226	△226	△211,729
平成27年11月30日期末残高	880	880	1,260,881

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 原材料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～50年
機械及び装置	3年～10年
工具、器具及び備品	2年～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

製品組込用のソフトウェアについては、見込販売可能期間(3年)に基づく定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しており
ます。

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。(区分掲記されたもの除く)

関係会社に対する短期金銭債権	136,220千円
関係会社に対する短期金銭債務	215,998千円

2. 担保に供している資産

建物	1,540,644千円
土地	505,558千円
計	2,046,202千円

上記の物件は、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)2,787,246千円の担保
に供しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 2,259,692千円

4. 保証債務

次の関係会社について、銀行借入、リース債務及び仕入債務に対し債務保証を行って
おります。

保 証 先	金額 (千円)	内 容
北 海 道 電 子 工 業 ㈱	400,000	借 入 債 務
	7,635	リ ー ス 債 務
	4,360	仕 入 債 務

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

(1) 仕入高	910,898千円
(2) 材料有償支給高	936,571千円

営業取引以外の取引による取引高

(1) 貸付利息	697千円
(2) 受取賃貸料	6,258千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	一株	400,000株	一株	400,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	122,443千円
減価償却超過額	19,896千円
繰越欠損金	278,715千円
その他	30,687千円
小計	451,742千円
評価性引当額	△356,739千円
繰延税金資産合計	95,003千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	資本金 資本金 資本金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 兼任等	事業上 の関係				
子会社	北海道電子工業㈱	50,000千円	自動認識装置の製造及び修理	100	兼任 2人	当社製品の製造及び修理	仕入(注1)	900,344	買掛金	210,676
							材料有償支給(注1)	418,152	未収入金	27,658
							受取賃貸料	6,258	—	—
							債務保証(注2)	411,996	—	—
子会社	Opticon Sensors Europe B.V.	544,536ユーロ	自動認識装置の販売	100	兼任 1人	当社製品の販売 資金の貸付	被担保提供(注3)	101,667	—	—
							材料有償支給(注1)	258,169	未収入金	47,113
							資金の回収(注4)	115,760	—	—
子会社	Opticon, Inc.	400,000米ドル	自動認識装置の販売	100	兼任 1人	当社製品の販売	貸付金利息(注4)	697	—	—
							材料有償支給(注1)	260,249	未収入金	61,448

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社製品の仕入及び原料支給については、市場価格等を参考に総原価を勘案して決定しております。
- (注2) 北海道電子工業㈱の銀行借入等について債務保証を行っているものであります。なお、保証料の受取及び担保の徴収は行っておりません。
- (注3) 被担保提供は、当社の銀行借入370,244千円について担保提供(不動産)を受けたものであります。被担保提供料は支払っておりません。
- (注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 204円09銭
- (2) 1株当たり当期純利益 5円22銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年1月12日

株式会社オプトエレクトロニクス

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 小 林 昌 敏 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 橋 爪 剛 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプトエレクトロニクスの平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプトエレクトロニクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 1月12日

株式会社オプトエレクトロニクス

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 小 林 昌 敏 ㊤
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 橋 爪 剛 ㊤

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプトエレクトロニクスの平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等及び関連部門と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月14日

株式会社オプトエレクトロニクス 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	田	中	洋	一	Ⓔ
社外監査役	大	徳	宏	教	Ⓔ
社外監査役	穴	田	信	次	Ⓔ

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 平成27年5月1日施行となった「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。
- ② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第25条第2項の変更を行うものであります。
- 当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条（条文省略）	第1章 総則 第1条～第3条（現行どおり）
（機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人	（機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> （削除） <u>3. 会計監査人</u>
第5条～第16条（条文省略）	第5条～第16条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。 <u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第18条 (新設)</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第18条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>② 当社では、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>② 当社では、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～第35条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p>第28条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">(会計監査人の報酬等)</p> <p>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>
(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は第40回株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たわら まさ み 俵 政 美 (昭和23年5月11日)	昭和47年4月 コロンビア貿易㈱入社 昭和51年12月 当社設立 昭和52年3月 コロンビア貿易㈱退社 昭和53年2月 当社代表取締役社長 昭和59年3月 Opticon, Inc. 代表取締役 昭和62年8月 Opticon Sensors Europe B.V. 代表取締役社長 平成2年11月 同社代表取締役社長退任 平成9年2月 当社代表取締役会長 平成13年12月 当社代表取締役社長(現任) 平成19年7月 Opticon, Inc. 取締役会長 平成21年6月 北海道電子工業㈱代表取締役社長 (現任) 平成25年6月 Opticon, Inc. 取締役会長退任	1,180,100株
2	し むら のり あき 志 村 則 彰 (昭和15年3月21日)	昭和39年4月 カシオ計算機㈱入社 平成3年6月 同社専務取締役 平成9年6月 同社退社 平成12年4月 当社顧問 平成12年9月 当社取締役 平成13年2月 当社取締役会長兼情報開示担当役員 (現任)	165,000株
3	かみ お なお ひで 神 尾 尚 秀 (昭和27年3月20日)	昭和58年9月 Telecomet Inc. 入社 昭和59年9月 同社退社 昭和60年9月 Opticon, Inc. 入社 平成2年9月 Opticon Sensors Europe B.V. に 移籍 平成2年11月 同社代表取締役社長(現任) 平成4年11月 当社取締役 平成13年12月 当社取締役副社長(現任) 平成19年3月 Opticon, Inc. 代表取締役社長(現任)	120,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	田中洋一 (昭和12年3月7日)	昭和35年4月 沖電気工業㈱入社 平成元年6月 同社取締役 平成4年10月 同社常務取締役 平成9年6月 同社退社 ㈱沖電気カスタマアドテック取締役社長 平成13年3月 同社相談役 平成14年3月 同社退社 平成16年12月 当社社外監査役(現任) 平成21年6月 北海道電子工業㈱社外監査役(現任)	10,000株
2	大徳宏教 (昭和20年5月9日)	昭和44年3月 アーサー・アンダーセン&カンパニー入社 昭和52年12月 監査法人朝日会計社入社 昭和58年4月 同社退社 平成8年6月 カシオ計算機㈱社外監査役(現任) 平成15年2月 当社社外監査役(現任) 平成18年12月 麻布税理士法人代表社員(現任)	一株
3	穴田信次 (昭和22年4月27日)	昭和48年5月 東京証券取引所入所 昭和54年8月 同所上場部上場審査役 平成5年6月 水戸証券㈱取締役総合企画室長 平成9年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社常勤監査役 平成16年8月 小津産業㈱社外監査役 平成17年2月 当社社外監査役(現任) 平成20年8月 小津産業㈱常勤監査役 平成26年1月 竹本容器㈱社外取締役(現任) 平成26年8月 小津産業㈱社外取締役(現任)	3,500株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 田中洋一氏、大徳宏教氏及び穴田信次氏は、社外取締役候補者であります。

3. (1) 田中洋一氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
企業経営に長年携わり、幅広い視野と豊かな経験を有しており、また現在当社社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 大徳宏教氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊かな経験を有しており、また現在当社社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - (3) 穴田信次氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
取締役及び監査役の実験と幅広い見識を有しており、また現在当社社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 田中洋一氏、大徳宏教氏及び穴田信次氏は、現在当社の社外監査役であります。
 5. 当社は、田中洋一氏、大徳宏教氏及び穴田信次氏と会社法第427条第1項の規定により責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社との間で引き続き当該契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 - (1) 取締役（業務執行取締役を除く。以下同じ。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - (2) 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
 6. 当社は、田中洋一氏、大徳宏教氏及び穴田信次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内と定めさせていただきたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「監査等委員でない取締役3名選任の件」の効力が生じますと、取締役は3名となる予定です。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしく存じます。

各取締役に対する報酬等の具体的金額、支給の時期等については、取締役にお願いいたたく存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額40百万円以内と定めさせていただきたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

なお、各監査等委員である取締役に対する報酬等の具体的金額、支給の時期等については、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

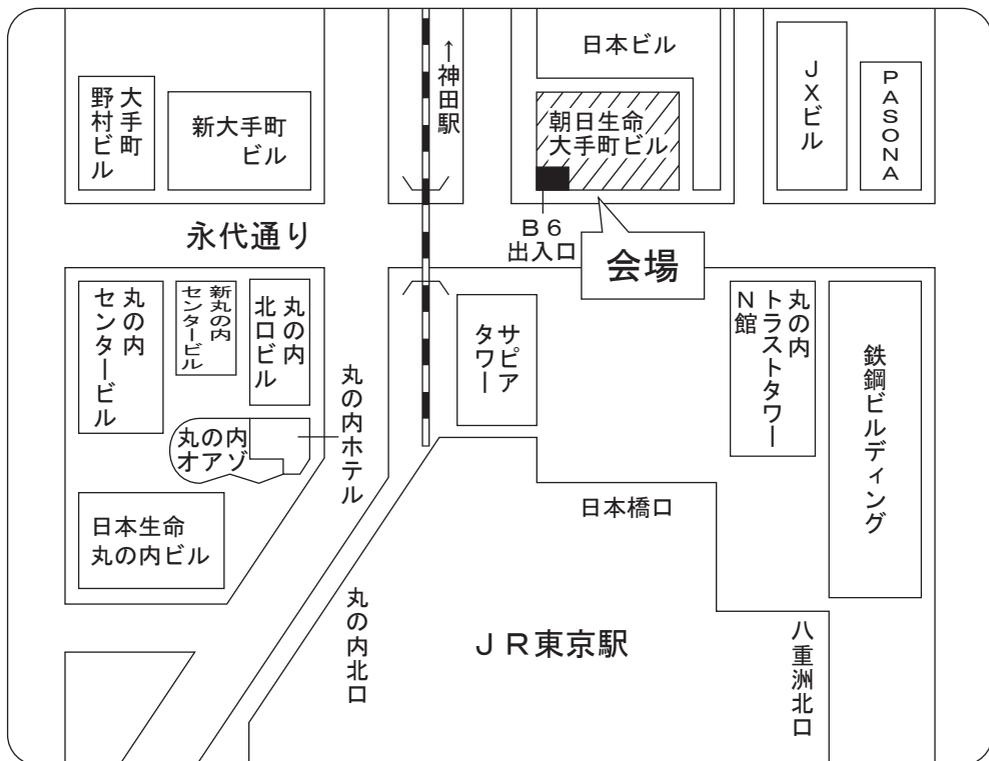
以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区大手町2丁目6番1号

朝日生命大手町ビル27階

大手町サンスカイルームA室 TEL 03-3270-3266



交通 JR線「東京駅」八重洲北口、日本橋口

地下鉄東西線、千代田線、半蔵門線、三田線「大手町駅」

地下鉄丸ノ内線「東京駅」

※地下鉄をご利用の場合はB6出入口よりお願いいたします。